

「上牧町まちづくり基本条例検証委員会検証資料」

正 誤 表

「上牧町まちづくり基本条例検証委員会資料」の一部に不備がありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

5 ページ：第 2 条（定義）の【条文】

【誤】

（定義）

第 2 条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (5) 協働共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (6) まちづくり豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。



【正】

（定義）

第 2 条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関 町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (5) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (6) まちづくり 豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。